

習志野市教育委員会会議録
(令和2年第3回定例会)

1	期 日	令和2年3月18日(水) 市庁舎3階大会議室 開会時刻 午後1時30分 閉会時刻 午後3時13分																																																																																				
2	出席委員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">教 育 長</td> <td style="width: 33%;">小 熊 隆</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>梓 澤</td> <td>キヨ子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>赤 澤</td> <td>智津子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>高 橋</td> <td>浩 之</td> </tr> </table>	教 育 長	小 熊 隆		委 員	梓 澤	キヨ子	委 員	赤 澤	智津子	委 員	高 橋	浩 之																																																																								
教 育 長	小 熊 隆																																																																																					
委 員	梓 澤	キヨ子																																																																																				
委 員	赤 澤	智津子																																																																																				
委 員	高 橋	浩 之																																																																																				
3	出席職員	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">櫻 井</td> <td style="width: 33%;">健 之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長</td> <td>齊 藤</td> <td>勝 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事</td> <td>小 澤</td> <td>由 香</td> </tr> <tr> <td>学校教育部・生涯学習部技監</td> <td>遠 藤</td> <td>良 宣</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>天 田</td> <td>正 弘</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部次長</td> <td>村 山</td> <td>典 久</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>小 平</td> <td>修</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>府 馬</td> <td>一 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>佐々木</td> <td>博 文</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副技監</td> <td>江 口</td> <td>浩 雄</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部副参事</td> <td>吉 岡</td> <td>治</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中 野</td> <td>充</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>本 間</td> <td>千佳子</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>蓮</td> <td>一 臣</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>大河内</td> <td>俊 彦</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター所長</td> <td>笹 生</td> <td>康 世</td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課長</td> <td>三 橋</td> <td>智</td> </tr> <tr> <td>青少年センター所長</td> <td>渡 辺</td> <td>雅 和</td> </tr> <tr> <td>中央公民館長</td> <td>河 栗</td> <td>太 一</td> </tr> <tr> <td>中央図書館長</td> <td>岡 野</td> <td>重 吾</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>利根川</td> <td>賢</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>村 山</td> <td>貴 弘</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>齊 藤</td> <td>洋 介</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>永 田</td> <td>容 子</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>藤 原</td> <td>友 哉</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>中 村</td> <td>裕 美</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>杉 山</td> <td>健 一</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>窪 田</td> <td>準 子</td> </tr> </table>	学校教育部長	櫻 井	健 之	生涯学習部長	齊 藤	勝 雄	学校教育部参事	小 澤	由 香	学校教育部・生涯学習部技監	遠 藤	良 宣	学校教育部次長	天 田	正 弘	生涯学習部次長	村 山	典 久	学校教育部副参事	小 平	修	学校教育部副参事	府 馬	一 雄	学校教育部副参事	佐々木	博 文	学校教育部副技監	江 口	浩 雄	生涯学習部副参事	吉 岡	治	教育総務課長	中 野	充	学校教育課長	本 間	千佳子	指導課長	蓮	一 臣	学校給食センター所長	大河内	俊 彦	総合教育センター所長	笹 生	康 世	生涯スポーツ課長	三 橋	智	青少年センター所長	渡 辺	雅 和	中央公民館長	河 栗	太 一	中央図書館長	岡 野	重 吾	学校教育部主幹	利根川	賢	学校教育部主幹	村 山	貴 弘	学校教育部主幹	齊 藤	洋 介	学校教育部主幹	永 田	容 子	生涯学習部主幹	藤 原	友 哉	生涯学習部主幹	中 村	裕 美	指導課主任指導主事	杉 山	健 一	指導課主任指導主事	窪 田	準 子
学校教育部長	櫻 井	健 之																																																																																				
生涯学習部長	齊 藤	勝 雄																																																																																				
学校教育部参事	小 澤	由 香																																																																																				
学校教育部・生涯学習部技監	遠 藤	良 宣																																																																																				
学校教育部次長	天 田	正 弘																																																																																				
生涯学習部次長	村 山	典 久																																																																																				
学校教育部副参事	小 平	修																																																																																				
学校教育部副参事	府 馬	一 雄																																																																																				
学校教育部副参事	佐々木	博 文																																																																																				
学校教育部副技監	江 口	浩 雄																																																																																				
生涯学習部副参事	吉 岡	治																																																																																				
教育総務課長	中 野	充																																																																																				
学校教育課長	本 間	千佳子																																																																																				
指導課長	蓮	一 臣																																																																																				
学校給食センター所長	大河内	俊 彦																																																																																				
総合教育センター所長	笹 生	康 世																																																																																				
生涯スポーツ課長	三 橋	智																																																																																				
青少年センター所長	渡 辺	雅 和																																																																																				
中央公民館長	河 栗	太 一																																																																																				
中央図書館長	岡 野	重 吾																																																																																				
学校教育部主幹	利根川	賢																																																																																				
学校教育部主幹	村 山	貴 弘																																																																																				
学校教育部主幹	齊 藤	洋 介																																																																																				
学校教育部主幹	永 田	容 子																																																																																				
生涯学習部主幹	藤 原	友 哉																																																																																				
生涯学習部主幹	中 村	裕 美																																																																																				
指導課主任指導主事	杉 山	健 一																																																																																				
指導課主任指導主事	窪 田	準 子																																																																																				

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う習志野市教育委員会職員の時差出勤勤務制度に関する規程の制定について
- (3) 令和2年度習志野高等学校の入試状況について
- (4) 令和2年度市立幼稚園の入園状況について
- (5) 令和元年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (6) 令和元年度新体力テストの結果について
- (7) 臨時代理の報告について
(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)
- (8) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)及び5級の指導主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)
- (9) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)
- (10) 臨時代理の報告について
(習志野市立習志野高等学校の校長及び教頭の任免について)
- (11) 臨時代理の報告について
(習志野市立中学校の校長及び教諭の懲戒処分に係る内申について)

第3 議決事項

- 議案第12号 藤崎青年館の敷地及び建物の変更(用途廃止)について
議案第13号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について

第4 協議事項

- 協議第1号 習志野市文化振興計画(骨子案)について
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「臨時代理の報告について(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)」、「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)及び5級の指導主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)」、「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)」、「臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の校長及び教頭の任免について)」、「臨時代理の報告について(習志野市立中学校の校長及び教諭の懲戒処分に係る内申について)」及び「習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(7)ないし報告事項(11)並びに議案第13号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和2年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

1月中旬頃より、日本においても感染が確認され始めた新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について、報告する。

まず、学校教育部での学校の対応である。2月22日に近隣市の学校教員の感染確認がなされたことを受け、今後の対応について検討をしていた。そして、2月27日夕刻、政府より全国の学校について休校の要請がなされたところである。本市としては、すぐさま本市校長会の役員に市役所へ来庁していただき、児童生徒の自宅待機について、協議を重ねた。2月28日には、市長を本部長とする、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において協議を重ね、3月2日から春休みまでを目安として、児童生徒の自宅待機を決定し、周知を図ったところである。3月2日以降の対応については、資料に記載の通りである。

資料3ページ目、「2 通知等の概要」だが、主なものとして3点ある。1点目は、自宅待機が決定したが、自宅待機が困難な児童生徒について、学校で受け入れを行うことである。2点目は一部登校についてで、小・中学校ともに、3月中旬に2回、一部登校を実施することである。3点目は給食費についてで、3月は給食の提供を全面的に中止したところであるが、給食費の徴収や返金について、通知をしたものである。これらについて、保護者へは適宜通知を行い、対応をしている。

資料4ページ目、各学校等の卒業式の実施状況である。出席者については一定の制限等は

あるものの、資料記載のとおり実施をしたものである。

資料5ページ目、生涯学習部での所管施設の対応状況である。臨時休館等の現状の対応だが、資料下段の表の所管施設において、3月24日まで臨時休館としている。

次に、資料6ページ目だが、学校の自宅待機に伴い、青少年センターでパトロール等を実施している。通常時は午前7時30分から午前8時30分までのパトロールを週2回程度行っているところだが、現在は午前7時30分から午前9時まで毎日パトロールを行っている。その他についても、時間や日数などを増やし、対応を行っている。

最後に、図書館サービスの一部再開についてだが、図書館についても休館の措置をとっていたが、「1. 概要」の下線部の通り、3月17日から、図書館のカウンターにおいて予約資料の受取、返却などの一部サービスを再開した。一部再開にあたっては、「3. 感染拡大防止への配慮」に記載の通りの措置を行い、感染拡大防止に努めた中で、実施している、と概要を説明

高橋委員

今回の対応について、教育委員会ではいろいろ苦労があったと思う。個人的な見解になるが、3月2日から全国一斉休校とした判断には疑問を感じる点がある。教員や児童生徒に感染者がいないことを理由に学校を再開しているところもあり、3月2日から休校する必要性はないし、この状況で休校するのであれば、半年近く学校を再開できない可能性もあると思う。この度の方針に当たり、習志野市として様々な考え方を踏まえ判断がされたと思う。休校決定までのプロセスについて、休校を即決したわけではないと思うが、例えば、今回のような案件があった際に、教育委員会の臨時会を開き、議論されることはないのか。どのように意思決定がされるのか。また、全国一斉休校の要請に当たり、子どもの生活管理の仕方や、3月2日から休校するのではなく、準備期間を設けたり、教職員や児童生徒の様子を見てからというような、他の方法は検討されなかったのか。教育委員会こそ、子どもになんとか勉強をさせなくてはいけないという立場から様々な知恵を絞らなくてはいけないと思う、と質問

天田学校教育部次長

教育委員会としては、新型コロナウイルスの感染が拡大する可能性がある中、最悪を想定して判断したという経緯がある。最悪を想定した具体的な内容としては、近隣市に感染者が出ており、その感染者が出た場所は本市と接触する機会が多い学校だったことがある。その学校の子どもが感染した際に、本市の一つの学校ではなく、複数の学校と関わるような対外的な部活動の状況があったことを鑑み、学校活動が行われていた場合、市内の学校で一人でも感染者が出た時には、感染拡大に繋がる可能性が高いと判断したことから、休校としている。御理解いただきたい、と回答

小熊教育長

併せて、子どもの生活管理の仕方や、学習について補足していただきたい、と発言

蓮指導課長

今回の休校に当たり、子どもたちが家庭でどのように生活したらいいか、また、教職員もどのように子どもたちに関わっていけばいいかを検討した。子どもたちの生活の仕方については、学校からの課題を出し、あくまでも自宅学習期間であることを伝えている。また、運動不足やストレスへの対応として、保護者の判断のもと、屋外で運動することも可能としている。教職員の子もたちとの関わり方としては、一部登校を行うことで、週に一度は子どもたちと顔を合わせられるよ

うにしている。一部登校の際に学校に来ることができなかった子どもに対しては、電話連絡を行い、子どもの声を聞くとともに、課題の進め方や、体調を確認するように指示をしている、と回答

高橋委員

私は教育委員に就任してまだ1年経っていないが、このような緊急事態の時に、教育委員会の臨時会は開催されないのか、と質問

中野教育総務課長

法的な話になるが、学校の休業に関する権限は市長にある。学校を休校し、自宅待機とする判断については、市長を本部長とする、新型コロナウイルス感染症対策本部会議があり、その会議での判断をもって休校としたところである。しかしながら、委員御指摘のとおり、教育委員からの意見を伺う場面を設ける必要があったのではないかと感じている。ただ、教育委員会会議という形で開催するのか、会議とは別に教育委員から意見を伺う場を設けるのかは、検討していきたいと思う。今後同じような事態が発生した際には、専門的な知識を持っている教育委員もいることから、何かしらの形で意見を伺っていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

今回の件については、教育委員への情報提供がしっかりとできなかった部分がある。これについては反省し、教育委員に様々な見地から意見をいただいた方が良いと考えている。教育委員会の意思決定をしていくうえで、どのような方法があるのか検討していかなければいけないと思う。3月2日からの自宅待機については、すんなりと決まったわけではなく、新型コロナウイルス感染症対策本部の議論としては、少し時間を置くべきではないかという意見や、逆にもっと早く自宅待機にすべきではないかという意見等、様々な意見が出ていた。その中で、本市近隣の状況を鑑みた時に、対策本部の柱としての、子どもたちから大人や高齢者への感染拡大を防止するという観点では、協力をしなければならないだろうという考えで、今現在も動いているところである。しかしながら、実際に自宅待機にしてから、子どもたちの心や体のケアをどうしていくかという課題も出てきている事実があるので、連日、様々な方策を考えながら取り組んでいるところである。説明の足りない部分もあるかもしれないが、今後とも意見をいただきたいと思う、と発言

梓澤委員

資料4ページ目、「3 今後の検討事項等」のうち、約1ヶ月間未実施となっている学習内容について、どのように補っていくのか。保護者や、現場の教職員も気にしていると思う。新型コロナウイルス感染拡大の終息の目途が立てば、国からも方針が示されるとは思うが、現時点でどのような方策が可能だと考えているのか、と質問

蓮指導課長

まず、市内小中学校それぞれの学級で、どこまで学習が終わっているかの進捗調査を行い、未実施の学習を行うのに必要な時間を割り出し、それをもとに、来年度中に補えるよう、どのような形で時間を捻出するか、各学校で対応を検討している状況である。このことについては、保護者や児童生徒へ、学校長から説明することになっている、と回答

梓澤委員

国の方針等により、今後変更もあるかと思うが、教育委員会事務局においては様々な方策に

即座に対応できるよう、今のうちから体制を整えておいていただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う習志野市教育委員会職員の時差出勤勤務制度に関する規程の制定について (教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う習志野市教育委員会職員の時差出勤勤務制度に関する規程の制定について」、説明する。

資料の別表を御覧いただきたい。教育委員会職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっているが、通勤の際に満員電車等で混んでいる状況を避けるために、勤務時間を5種類設け、午前7時30分から午前10時まで出勤時間をずらせる規程を制定したものである。なお、この規程については、市長事務局においても同様の規程が制定されている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 令和2年度習志野高等学校の入試状況について (学校教育課)

本間学校教育課長

報告事項(3)「令和2年度習志野高等学校の入試状況について」、説明する。

習志野高校の選抜方法は、県に準じて行っている。令和2年度の習志野高等学校入学者選抜試験は、前期選抜を令和2年2月12日及び13日の2日間、後期選抜を3月2日に実施した。通学区域については、県の第2学区に属しており、普通科においては、第2学区及び隣接している第1学区、第3学区、第4学区から志願することができ、商業科においては、千葉県全域から志願することができる。選抜の方法についてだが、前期選抜では、調査書、5教科各50分による学力検査、面接、自己表現を実施しており、後期選抜については、調査書、5教科各40分による学力検査、面接を行い、総合的に判断し、選抜している。

本年度の入学者選抜実施状況について説明する。予定人員が普通科240名、商業科80名の合計320名である。表は、前期選抜の志願倍率である。普通科が1.70倍、商業科が1.77倍であり、昨年度と比較すると、普通科の倍率は0.13下がり、商業科は同数となっている。続いて、後期選抜である。普通科が1.14倍、商業科が2.00倍であり、昨年度と比較すると、普通科の倍率は0.07下がり、商業科は0.37上がっている。次の表は、市内の中学生の習志野高校への受検の状況である。志願者は、昨年度と比べ、普通科では7名減少し、商業科では10名増加した。合格者数は、普通科では2名増加し、商業科では4名増加した。次の表は、全体の合格者からみた市内の中学生の割合である。前期・後期を合計して、昨年度は、25.0%であったが、本年度は25.8%と、市内生の割合がやや増加した。習志野高校が期待する生徒像については、スライド資料9ページ目に記載のとおりである、と概要を説明

小熊教育長

市内生の割合については比較的高い割合となっているが、全体の志願希望が減っていることに関して、市立高校である以上、選ばれる学校にしていかななくてはいけないと思うが、どのようにしていこうと考えているのか説明していただきたい、と発言

本間学校教育課長

分析についてはこれから行っていくが、習志野高校における取り組みの情報発信に工夫が必要であると考えている。魅力ある高等学校づくり推進協議会において、学校の重点課題を検討しているが、選択授業や、国際理解に繋がる海外への派遣なども含めて、学校と教育委員会で協議し、習志野高校の魅力を情報発信できるよう、検討を進めている、と回答

赤澤委員

選抜方法について、総合的に判断するという説明があったが、調査書、学力検査、面接、自己表現の評価の割合や方針はどのようになっているのか、と質問

本間学校教育課長

評価方法については、習志野高校が期待する生徒像に合致するかを重点的に評価している。選抜の方法としては、学力検査と調査書の得点の他、自己表現は多少割合が高くなっており、これらのことを総合的に判断し、総得点として評価している、と回答

赤澤委員

それぞれの比率はあるのか。評価する人によって齟齬があってはいけない部分になると思う。どのような評価比率になっているのか、と質問

本間学校教育課長

それぞれの割合は出していない。総得点で評価している、と回答

天田学校教育部次長

全てものを総合的に判断して合否を決めているが、自己表現に関しては、内部資料があり、しっかりと評価基準を持って評価をしている、と補足

赤澤委員

前期選抜では自己表現の割合が高いということか、と質問

天田学校教育部次長

結果的にそうなることもある、と回答

小熊教育長

習志野高校の入試については、来年度からは前後期の2回ではなく、1回の入試になる。昨年の教育委員会会議でも様々な意見をいただいているので、しっかりと方針を出し、選ばれる学校となるような努力をしていきたいと思っているので、今後も引き続き、意見をいただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 令和2年度市立幼稚園の入園状況について

(学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

報告事項(4)「令和2年度市立幼稚園の入園状況について」、説明する。

この件については、令和元年習志野市教育委員会第12回定例会においても途中経過を報告したところである。前回と同様、資料において幼稚園5歳児、4歳児の男女別見込み園児数と学級数を記載している。また、参考としてこども園短時間児の園児数と学級数を下段に記載している。

令和元年5月1日の園児数と比較すると、幼稚園4、5歳児は37名減、学級数は向山幼稚園が1学級減となっている。4歳児については、大久保東幼稚園が6名と非常に少ない状況となっている。次期「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」では、集団教育の重要性の観点から、園児数が4、5歳児共に10人以下となった場合、同一中学校区のこども園との統合を検討していくこととしている。園児数の推移を注視し、今後の方向性を見極めていく、と概要を説明

梓澤委員

市立幼稚園の在り方については、教育委員会会議において幾度となく質疑応答が行われ、教育委員からの意見も多数出ていたと思う。少子化の影響や、民間事業者が努力していることもあると思うが、この入園状況をどのように評価しているのか。現場の経験もあり、部長として指揮を執ってきた小澤学校教育部参事から、今後のことも踏まえてお聞かせいただきたい、と質問

小澤学校教育部参事

幼稚園については、定員を下回り、在籍園児数が少なくなっている現象が平成に入ってから継続的に続いている状況である。これに伴い、習志野市として今後の幼稚園の方向性を決めるべく、「こども園構想」を立ち上げた。このこども園構想に基づき、幼稚園については、最終的には7つの中学校区に1つずつ整備されるこども園に統合していくのが習志野市としての方向性である。今年度からこども園においては3歳児教育を開始した。これに伴い、こども園については3歳から5歳にかけて教育の展開ができる構成になったことが、大きな一歩である。幼稚園については、最終的にこども園に統合することになるので、基本的には現状維持のまま教育を行い、4歳児と5歳児が10人以下になった段階で、こども園への統合を検討し、最終的には良い形でこども園に集約していきたいと考えている、と回答

梓澤委員

個人的な見解になるが、実情も知っている小澤学校教育部参事の見解は、恐らく正解に最も近いのだと思う。今の見解を参考にしつつ、教育委員会事務局においては、今後のより良い幼稚園の在り方を検討していただきたいと思う、と発言

小澤学校教育部参事

習志野市は幼児教育に力を入れており、市政施行以来、幼稚園教育も非常に大切にしてきた。これまでの幼稚園教育をどのように次の時代に引き継いでいくかもとても重要なことである。こども園という幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、柔軟な対応ができる新しい形を、公立でしっか

り運営することによって、私立と公立の役割をそれぞれが担いつつ、力を合わせながら習志野市全体の幼児教育の質の底上げを継続的に行っていきたいと考えている。そういう意味では、これまでの幼稚園教育を、こども園でもこれまで通りに展開することがとても重要だと考えており、職員一人ひとりが十分認識している部分である。これからも切磋琢磨し、質の高い幼稚園教育や、保育を実施していきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

報告事項(5) 令和元年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

蓮指導課長

報告事項(5)「令和元年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

令和元年度3学期のいじめの認知件数は、小学校626件、中学校27件であった。今年度も、学期ごとにいじめの認知件数が減少する傾向にあることは変わらない。1千人当たりのいじめの認知件数だが、年度ごとに減少している状況である。

資料3ページ目、学年別のいじめの認知件数だが、学年が上がるにつれて訴えは減少、認知件数が減少するも例年通りの傾向である。いじめられた相手についても、「同じクラス」、「同じ学年」の割合が高い傾向は変わらない。

資料4ページ目、5ページ目は、いじめの態様についてである。小中学校ともに、「からかい等」の項目が最も多く、1学期、2学期と同様の傾向である。中学校では、いじめを訴える生徒の80%以上が「からかい等」と回答している。からかいや悪口を聞き逃さずに指導し、早いうちに芽を摘み取ることが大事だと考えている。

資料6ページから8ページは、いじめの相談状況である。小学校全体で67.9%、約3分の2の児童が相談できているが、残りの約3分の1は相談できていない状況である。いじめられたときに相談した割合は、1年間ほぼ同数で推移している。中学校では、66.7%が相談できているが、33.3%の生徒が相談できていない状況である。2学期と比較すると、いじめられたときに相談した割合は、約10%減っている。いじめられたときに相談した相手については、特に大きな変化はない。

資料8ページ目、相談しなかった理由について、2学期は「いじめがひどくなる」と答えたのが小学校で23.1%、中学校で53.8%だったが、小中学校ともに割合は減少している。また、小学校では「自力解決可」の割合が増加し、中学校では「誰に相談するかわからない」の割合が増加している。「誰に相談するかわからない」の割合が増加しているため、教育委員会として引き続き学級づくり、学級の雰囲気、学年づくりに注視していきたいと考えている。

資料9ページ目、無記名式アンケートとの比較である。小学校では、1年を通して記名式のアンケートでのいじめ認知件数の方が、無記名式アンケートのいじめ認知件数を上回っており、自分の名前を明らかにし、対応してほしいという意思が伝わる。中学校では、3学期は無記名式アンケートでのいじめ認知件数の方が多くなっていることから、匿名での訴えに傾向が変わってきていると捉え、今後の対応に生かしていきたいと考えている。

資料10ページ目、まとめとしては、各学校で把握したいじめに関する留意事項や、結果については確実に引き継ぎをするよう、依頼していく。いじめの未然防止には、いじめの態様で最も多いからかいや悪口を逃さずに指導し、その後の経過観察を行っていくことが重要だと考えている。注意深く人間関係を見守り、指導する必要があると思う。不必要な発言から、からかいや悪口が

一方的に行われていないか、人間関係が対等であるか、弱い立場の児童生徒へのからかいや悪口が行われていないかなど、普段からの人間関係を適切に把握するよう、指導していく、と概要を説明

高橋委員

いじめの対応について、真摯に努力をしていると思う。スライド資料15ページ、16ページ目についてだが、相談したくてもできなかったという児童生徒がいるというのは、重く受け止めなくてはいけないことだと思う。習志野市の子どもがいじめの相談ができないという割合は、全国と比較しても高い割合になっていると以前報告があったように記憶しているが、この数値を見ると、相談できていない状況にあまり変化がないように見える。「誰に相談するかわからない」ということについては、もっと改善ができるのではないかと思う。来年度メールによる相談窓口を設けるとのことだが、相談してもらうための体制として、もう少し踏み込んだことはできないのか、と質問

蓮指導課長

以前御報告したとおり、全国に比べていじめを相談できていない割合は高くなっている。今年度からは、子どもからの相談を待つのではなく、先生から積極的に相談の機会を作り、声掛けをすることを取り組み始めている。年3回の教育相談期間も有効に活用し、「誰に相談するかわからない」という割合が減少するよう、努力していきたいと考えている、と回答

高橋委員

「誰に相談するかわからない」ということに関して、啓発ポスターを使うなど、何かできることがあるのではないかと思うが、そういったことにはすでに取り組んでいるのか、と質問

蓮指導課長

「誰に相談するかわからない」ということについては、極力0(ゼロ)に近づけたいと考えている。教育相談員や、スクールカウンセラーなど、様々な相談体制をとっている。子どもたちに相談窓口の存在を広く周知し、相談ができるという安心感に繋げていきたい、と回答

笹生総合教育センター所長

子どもたちにいじめの相談窓口を周知するために、携帯できるようないじめ相談カードを作成する。相談窓口のアカウントを設け、QRコードで読み取ったものを直接総合教育センターの教育相談の窓口でメール送信ができることを周知していく。子どもたち一人ひとりの相談が匿名でできるようになっているので、カードを活用することによって、今まで相談できなかった子どもたちが、ここだったら相談できると感じてもらえると思い考えている、と回答

小熊教育長

いじめ問題については、重く受け止めている。校長と面談をする中でも、相談の時間が確保しきれないという声も聞いている。物理的な問題もあるが、しっかりと対応していくよう、校長会でも確認をしている。教育委員会としても、力を入れて取り組んでいきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

蓮指導課長

報告事項(6)「令和元年度新体力テストの結果について」、説明する。

始めに、資料1ページ目の「1 運動能力証交付者数の推移」についてである。運動能力証は、新体力テストの合計得点により、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階で評価される中で、最上位の「A」判定を受けた児童生徒に交付されるものである。今年度の運動能力証交付者数と割合だが、小学校5・6年生男子は25.0%、小学校5・6年生女子は30.3%、中学校男子は14.4%、中学校女子は42.2%となっている。県と比較すると、小学校5・6年生女子は、9.2ポイント、中学校女子は6.8ポイント上回っている。一方、男子は僅かに上回るといった現状となっている。5年間の推移として、小学校では、平成29年度を頂点にして、ここ2年間は減少している。中学校では、男子は平成27年度から減少が続いており、女子も波は見られるものの、減少傾向にある。令和元年度は、男女ともに、直近の5年間で最も低い値となっている。「A」判定の児童生徒は減少傾向にあり、男子には顕著にその傾向が見られる。男子の体力の向上については、喫緊の課題と考えている。

次に、資料2ページ目、「2 新体力テスト8種目の結果と考察」についてである。新体力テストの種目には、握力からボール投げまで8種目ある。この8種目それぞれの本市の平均値について、全国の平均値に対する偏差値と比較している。51を超えるものは「○」、49を下回るものは「▼」、49から51は「―」で表している。令和元年度の結果として、女子と比べて、男子は全国平均を下回る、もしくは全国平均並みの種目や学年が目立つ。種目別に見た本市の特徴として、まず、全国平均に対して上回っている種目として、上体起こしと長座体前屈は、男女ともに、年齢に応じて、高まっている。反対に、問題となっている種目は、握力、50メートル走及びボール投げである。この3種目については、これまでも低下傾向が見られており、なかなか上昇に転じられない種目である。

そこで、問題となっている3種目について、年齢を軸にして分析を試みた。まず、小学校1年生では、握力は全国平均を上回っている。50メートル走は、ほぼ全国平均並みである。ボール投げについては、男子は全国平均並み、女子は上回っている。次に、小学校2年生では、握力と50メートル走の傾向は変わらないが、ボール投げについては、女子が全国平均並みになる。次に、小学校3・4年生を見ると、握力については、男子が全国平均並みになってしまう。女子は、4年生から全国平均並みとなる。50メートル走とボール投げについては、男子が全国平均を下回り始めるが、女子は全国平均並みのままである。次に、小学校5・6年生を見ると、男子については、3・4年生と同じ傾向である。女子については、50メートル走とボール投げが5年生で全国平均を下回る。次に、中学校である。握力は、中学校1年生で男女共に全国平均を下回り始める。50メートル走については、小学校5・6年生の傾向とほぼ同じである。ボール投げについては、男子は小学校5・6年生と同様で、女子は1年生で全国平均を下回り始める。今ほど説明したことは、同じ児童生徒を調査した結果ではないので、正確には年齢に応じた分析結果ではない。しかしながら、男子においては小学校2年生から3年生にかけて、女子においては小学校4年生から5年生かけて、また、男女共通して、小学校から中学校にかけて、ターニングポイントがありそうだという仮説が考えられる。

新体力テスト8種目の結果についてまとめると、上体起こしと長座体前屈については、どの学年も全国平均に比べて記録が上回り続ける傾向にある。課題としては、握力、50メートル走及びボール投げであり、低下傾向を抑え、対策を考えなくてはならない。

低下傾向の要因としては、一般的には、運動を良くする子どもと、そうでない子どもの2極化が

考えられる。運動に関わる子どもたちの様々な変化に、学校や保健体育の授業が対応しきれていないのではないかと推察している。そこで、2極化の現状について分析をするため、今年度は資料3ページ目に記載のとおり、「A」「B」判定と、「D」「E」判定に踏み込んで分析を試みた。「A」「B」判定の合計から、「D」「E」判定の合計を引いた数が大きいほど、「A」「B」判定に偏っていることになる。今後、「A」「B」判定を増やしていくよう、体育授業等を進めていきたいと考えている。

最後に、今後の取り組みとしては、こうした現状や子どもたちの変化に対応するために、「体育授業力」のアップや、全力で走る、狙ったところへ投げる場の充実等、小学校と中学校を見通した指導等について、取り組みを強化していくことを考えている。指導課としては、今年度、教員の体育に関する指導力の向上に向けて、運動が苦手な児童生徒への段階的な指導方法や、運動の行い方が理解しづらい児童への運動の場の工夫等について、指導主事が教員役になり、授業者が児童役となるなどの実技を伴う研修を行ってきた。来年度においても、引き続きこうした実際の授業に近い形での研修を行い、子どもたちの体力や運動能力を高めることに繋げていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

議案第12号 藤崎青年館の敷地及び建物の変更(用途廃止)について (社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

議案第12号「藤崎青年館の敷地及び建物の変更(用途廃止)について」、説明する。

藤崎青年館については、令和2年3月31日をもって青年館としての機能を停止することに伴い、令和元年習志野市議会第4回定例会において、「習志野市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を上程し、可決された。今後は、建物を地域に移管し、青少年健全育成を含む、コミュニティ活動の場として有効活用される予定である。

については、建物を地域移管するに当たり、当該敷地及び建物の教育財産としての用途を廃止し、令和2年4月1日付けで普通財産とし、市長事務部局に所管換えをするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市文化振興計画(骨子案)について (社会教育課)

中村生涯学習部主幹

協議第1号「習志野市文化振興計画(骨子案)について」、説明する。

平成29年6月施行の「文化芸術振興基本法の一部改正」において、地方文化芸術推進基本計画を定めることが努力義務となったことから、本市教育委員会においても文化振興計画を策定すべく取り組んでいるところである。本件については、令和元年習志野市教育委員会第7回定例会で報告をした後、生涯学習部内の各種審議会においても意見聴取を行いながら、各部署のヒアリング、3種類の意識調査を実施してきた。

市民意識調査の結果概要についてだが、スライド資料7ページ目のグラフは、過去1年間の文化芸術の鑑賞及び活動の経験に関する設問である。棒グラフが鑑賞、折れ線グラフが活動を表している。棒グラフは年代に関係なく高い数値であり、全体では84.8%となっている。本市の文化芸術を鑑賞した人の割合が高いことがわかる。一方で、折れ線グラフは30代、40代が落ち込み、70代に向かって高くなる傾向がある。この結果から、主なものとして、30代から40代は仕事や子育てに忙しく時間がない、70代になる余暇時間があることから、活発に活動しているのではないかと考えられる。30代、40代の人に活動していただくための対応として、例えば、「1日体験」のような気軽に参加できる取り組みや、開催する時間帯等の工夫、親子一緒に参加できる取り組み、情報提供の工夫が考えられる。次に、今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が最も多く、次いで「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」となっている。

続いて、過去1年間の公民館・図書館の利用については、公民館は21%、図書館は35%が「利用した」と回答した。図書館は個人利用ができることから、公民館よりも利用の割合が高いと思われる。公民館の利用としては、サークル活動、行事、イベント、学級講座への参加が考えられる。中央公民館、中央図書館の開館により、今後施設を利用する市民の割合は増えていくものと思われるが、学級講座や行事への取り組みにより、さらに利用促進が図られると考えている。

スライド資料10ページ、11ページ目は、本市の4つのイベントの認知度と参加、鑑賞経験についての設問である。市民文化祭は公民館をはじめとし、市内全域で開催されている行事である。また、地域コンサートも、公民館のエリアにある保育所やこども園、学校が出演する行事であることから、参加、鑑賞、認知度が比較的高くなっている。一方、習志野市美術展覧会、第九演奏会を知らない人は多く、このデータからは市民に浸透している行事とは言い難い結果となった。この2つの行事については、教育委員会が育て、今では団体が主体となって運営している行事であるが、運営組織のマネジメント強化及び行事の継続性について、今後教育委員会の支援が必要ではないかと考えている。

スライド資料12ページ目は、文化財を保存・活用することの大切さについての設問である。「大切である」と「どちらかというと大切である」の合計回答が90%を超えており、その理由としては、「歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから」という回答になっている。

スライド資料13ページ目のグラフは、市立小中高生に尋ねた鑑賞、活動の経験に関する設問である。学年が上がるに従い、鑑賞、活動共に減少する傾向が見られる。文化芸術に関心のある親と一緒に活動していた子どもたちが成長し、自らが主体となり、他の分野への興味関心が広がっているのではないかと考えている。現在、公民館において、イベント行事への中学生の運営参加、青少年を対象とした学級講座の開催を行っており、今後も社会教育分野からのアプローチを図っていく。

スライド資料14ページ目のグラフは、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対し、60代以上が占める会員比率に関する設問である。団体に占める60代以上の会員の割合が60%以上と回答した団体が19団体のうち16団体となっている。また、活動をする上での課題としては、会員の高齢化や、新しい会員の確保が難しいという結果がでている。

以上の調査結果から読み取れる本市の傾向を考え、方向性を「機会の提供」、「継承と育成」、「活用」の3つに整理した。そこで、本市文化振興計画の将来像を「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」とし、3つの方向性を設定することについて、協議していただくものである。

始めに、「文化に触れる」についてだが、本市はこれまで公民館や文化ホールを中心とし、広く文化に触れる機会の提供及び文化芸術の振興を進めてきた。文化芸術を鑑賞する市民は全国

と比べて高いものの、一方で30代、40代は文化に触れる機会が少ないという現状を受け、これまでの本市の取り組み成果を生かしながら、あらゆる世代が文化に触れる機会づくりに取り組むものである。

次に、「文化をつなぐ」についてだが、活動団体の高齢化が進んでおり、次代の担い手である子どもや若者に文化のバトンを継承していくことが大切である。また、文化芸術基本法では、年齢や障がいの有無にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境整備が求められている。

最後に、「文化を活かす」についてだが、法律では、観光、まちづくり、国際交流等の各関連分野における施策との連携を図ることが求められている。地域の文化財等の再発見や教育への活用、音楽や公民館を中心とする取り組みの継続と発展により、文化の力を地域へ浸透させていく活動について、関係部署と連携を図り、進めていくことを検討していきたいと考えている。

今後の策定スケジュールについてだが、本日の協議で御意見をいただいた後、来年度に具体的な計画案を作成し、11月にパブリックコメントを実施、令和3年2月の教育委員会会議で計画を策定するスケジュールで進めていく、と概要を説明

高橋委員

時代的に様々なことにICTが取り入れられているが、文化という分野に対してもICTを導入し、市民に親んでいただくというようなことは検討していないのか。文化財等を見るのに、必ずしもその場に行かなくてはいけないというわけではないと思う。動画を活用するなど、様々な形で一人ひとりが文化に触れることが大事だと思う。そういった意味では、ICTを活用することに何か可能性があるのではないかと思う、と質問

中村生涯学習部主幹

どこまで可能か未知数であるが、計画の中で検討していく。昨年度彫刻のパンフレットを作成しており、その際に市長事務部局の広報課と協力し、担当職員が彫刻の説明をするような番組を撮影した経緯がある。文化芸術基本法にもあるように、関係部署との連携により、広く取り組んでいけるのではないかと考えている、と回答

梓澤委員

計画の柱についての異論は特にない。スケジュールに従って、着実に進めてほしいと思う。計画を策定するにあたっての事前調査の回収率はとても重要だと思う。市民意識調査の回収率が34.9%、市立小中校生意識調査の回収率が95.7%とのことだが、文化芸術活動に関するアンケートで、団体に行ったアンケートの回収率が51.4%というのは少ない気がする。対象としている習志野市芸術文化協会には、市から補助金の交付をしていると思う。また、文化ホールの中に事務所を構えており、協会としても文化振興を進めていると思うので、本来であればアンケートの回収率は100%に近い数字になるのが当然だと思う。この結果について、どのような見解を持っているのか、と質問

中村生涯学習部主幹

学校については、各学校に配布及び回収の協力をしていただいたことから、100%に近い回収率になっている。習志野市芸術文化協会においては、社会教育課の担当が会議に出席し、主旨を説明して配布したが、回収方法について工夫すべきであった。本日説明した市民意識調査の結果については、芸術文化協会の役員会で報告し、引き続き協力していただけるよう、依頼し

ていく、と回答

梓澤委員

厳しい意見と承知で言うが、芸術文化協会の役割を認識していただきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜報告事項(7)ないし報告事項(11)並びに議案第13号については非公開＞

報告事項(7) 臨時代理の報告について

(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)

(学校教育課)

天田学校教育部次長

報告事項(7)「臨時代理の報告について(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)」、概要を説明

報告事項(1)は了承された。

報告事項(8) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)及び5級の指導主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)

(学校教育課)

天田学校教育部次長

報告事項(8)「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)及び5級の指導主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)」、概要を説明

報告事項(8)は了承された。

報告事項(9) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)

(学校教育課)

小平学校教育部副参事

報告事項(9)「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)」、概要を説明

報告事項(9)は了承された。

報告事項(10) 臨時代理の報告について
(習志野市立習志野高等学校の校長及び教頭の任免について) (学校教育課)

天田学校教育部次長
報告事項(10)「臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の校長及び教頭の任免について)」、概要を説明

報告事項(10)は了承された。

報告事項(11) 臨時代理の報告について
(習志野市立中学校の校長及び教諭の懲戒処分に係る内申について) (学校教育課)

天田学校教育部次長
報告事項(11)「臨時代理の報告について(習志野市立中学校の校長及び教諭の懲戒処分に係る内申について)」、概要を説明

報告事項(11)は了承された。

議案第13号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等
(幼稚園に係る者を除く)の任免について (教育総務課)

天田学校教育部次長
議案第13号「習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について」、概要を説明

採決の結果、議案第13号は原案どおり可決された。

小熊教育長が
令和2年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言